

報告第3号	専決処分事項の報告及びこれの承認を求めることについて (三田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定)
国保医療課	国民健康保険税に係る軽減措置を延長する等とした地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布、同年4月1日に施行されたことに伴い、当該条例についても早急に改正する必要性が生じたため、同年3月31日付けで専決処分したので、これの承認を求めるもの。
<p>【関係法令】 地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号） 平成25年3月30日公布 平成25年4月1日施行</p> <p>【改正内容】</p> <p>平成20年度に後期高齢者医療制度が創設されたことに伴い、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した人の属する世帯について、残る国保加入者が単身となる場合に限り、国民健康保険税の世帯ごとにかかる平等割額を、移行があったときから5年間1/2に減額する特例が設けられた。</p> <p>今回、この取り扱いについて移行後6年目以降8年目までの3年間については、急激な保険税の上昇とならないよう、減額割合を1/4としたうえで延長する取り扱いが地方税法で追加された。</p>	